

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、
同法第 12 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報
告書の要旨を別冊のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 14 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎